

# 松伏町公共施設等総合管理計画

平成28年3月  
(令和4年3月改訂)

松伏町



# 目 次

## 1. 計画策定の意義

(1) 計画策定の背景 -----	1
(2) 計画の目的 -----	1
(3) 改訂の経緯 -----	1
(4) 計画の位置づけ-----	2
(5) 計画期間-----	3
(6) 対象施設-----	3

## 2. 基礎的条件

(1) 財政状況-----	4
(2) 人口推移と将来推計 -----	6

## 3. 公共施設等の概況と課題

(1) 公共建築物の概況-----	8
(2) インフラ施設の概況 -----	13
(3) 公共施設等に関する課題-----	16
(4) 過去に行った公共施設等に関する取組の実績 -----	17
(5) 施設保有量の推移-----	18
(6) 有形固定資産減価償却率の推移 -----	19

## 4. 公共施設等の更新費用の将来見通しと対応方針

(1) 現在要している維持管理経費-----	20
(2) 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み-----	21
(3) 長寿命化対策を反映した場合の見込み -----	21
(4) 長寿命化対策の効果額 -----	22

## 5. 公共施設等の管理に関する基本方針

(1) 基本的考え方 -----	23
(2) 公共施設等の管理に係る方針 -----	24
(3) 公共建築物の管理等の考え方 -----	26
(4) インフラ施設の管理等の考え方 -----	28

## 6. 管理体制とフォローアップ

(1) 管理等の体制 -----	30
(2) フォローアップの実施方針 -----	30

# 1. 計画策定の意義

## (1) 計画策定の背景

本町においては、高度経済成長期の昭和 40 年代頃（町制施行は昭和 44 年）から、周辺市と同様に宅地化が進行し、昭和 50 年（1975 年）から平成元年（1989 年）の田中土地区画整理事業や、昭和 62 年（1987 年）から平成 7 年（1995 年）の外前野特定土地区画整理事業の実施により、人口が大きく増加しました。こうした中、町民ニーズの高度化・多様化による行政需要の高まりもあり、町では、「公共施設等<sup>※</sup>」の整備を進めてきました。

しかしその後、我が国の経済は低成長期に入り、少子高齢化も進行する中、国・地方ともに厳しい財政状況に直面し、今後多くの施設の老朽化による維持管理費用の増大等も危惧しています。

そのため、施設の維持管理や更新（建て替え）のための費用を適正な水準に抑えつつ、必要な行政サービスの維持・向上を図っていくことが必要です。

こうした背景から、公共施設等の管理に関する基本方針を、長期的な見通しをもって明らかにするための計画を策定することとしました。

※注）公共施設等：  
公共建築物（行政施設・福祉施設・文化施設等のいわゆる「ハコモノ施設」及び公園内や供給処理施設に整備された建築物）と、道路・橋りょう・下水道等の「インフラ施設」を意味します。  
以下、本計画においては同様とします。

## (2) 計画の目的

本計画は、町民に対する公共施設等のサービス水準の維持向上と、財政の健全性の両立を図るため、公共施設等の計画的・効率的な維持管理と更新、新規整備等に関わる基本的な方向性を明らかにすることを目的としています。

## (3) 改訂の経緯（令和3年度）

今回の改訂は、総務省による平成 30 年 2 月 27 日付け事務連絡「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」及び、令和 3 年 1 月 26 日付け総財務第 6 号総務省自治財政局財務調査課長通知「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」に基づき、総合管理計画の見直しに当たっての基本的な考え方を踏まえ、見直しに当たって記載すべき事項等を記載するため改訂するものです。

また、令和 3 年（2021 年）3 月に策定した「松伏町公共施設等個別施設計画《公共建築物編》」等の内容を勘案した上で改訂を行いました。

#### (4) 計画の位置づけ

本計画は、国が定めている「インフラ長寿命化計画（H25.11 策定）」や、町が策定している「総合振興計画（現在は第5次計画。H26.3 策定）」等の計画理念を踏まえつつ、町が所有する公共施設等の管理や利活用に関する基本的な方向性を定めるものです。

本計画を踏まえて、施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施していくものとします。

なお、各々の施設に関わる具体的な取扱いの方針等については、本計画の下、個別施設計画を適宜策定していきます。

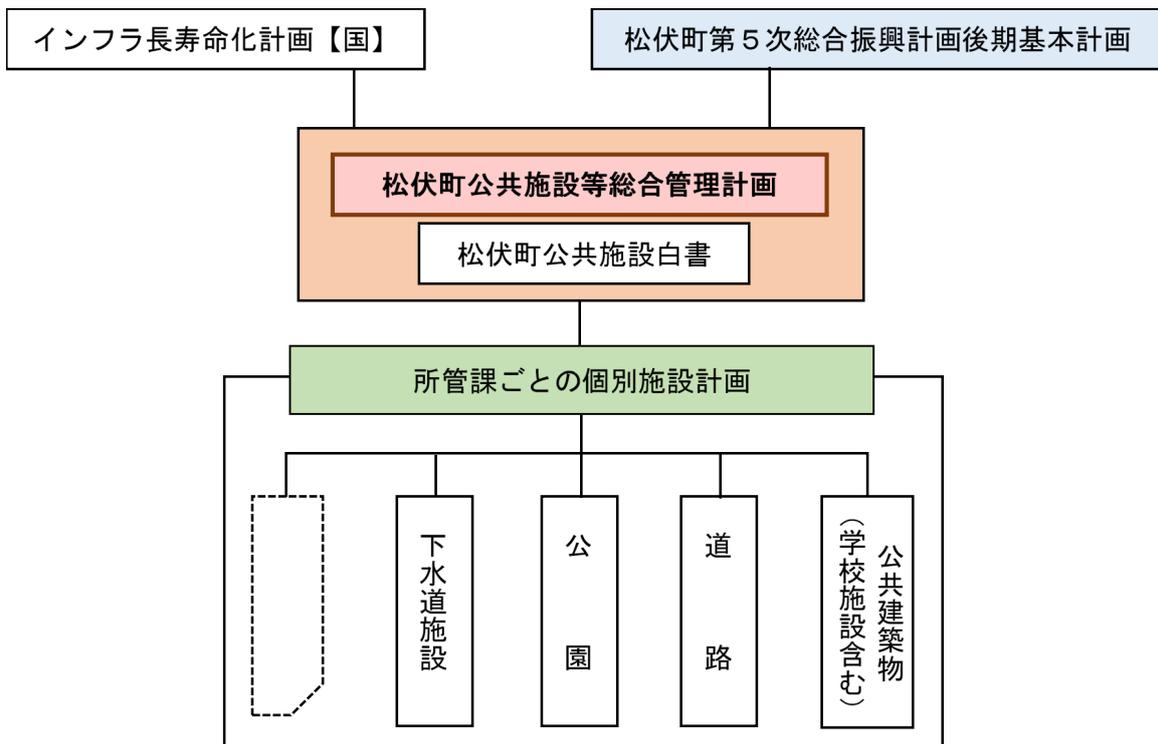


図 計画の位置づけ

## (5) 計画期間

本計画は、公共施設等の町が所有する資産の維持管理や更新に関わる費用等を、長期的な視点で見据えたうえで作成することから、平成28年度(2016年度)から令和37年度(2055年度)までの40年間を計画期間とします。

なお、今後の社会経済情勢や町民ニーズの変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

## (6) 対象施設

本計画では、町役場庁舎や町立の小中学校・公民館などの公共建築物等と、公園・道路・橋りょう・下水道・農業水利施設といったインフラ施設を対象とします。

表 対象施設

公共建築物	行政施設	町役場庁舎・防災倉庫・災害用備蓄倉庫
	学校教育施設	町立小学校・町立中学校・給食センター
	公園内施設	町管理の公園内の便益施設(トイレ等)
	文化施設	公民館及び公民館類似施設・町が管理する各種の集会施設
	スポーツ・レクリエーション施設	町立スポーツ施設
	保健・福祉施設	町が運営する高齢福祉施設・障害福祉施設・保健センター
	子育て支援施設	児童館・学童クラブ・保育所・地域子育て支援センター
	下水道施設 (下水道管渠を除く)	汚水中継ポンプ場等
	供給処理施設	農業集落排水処理施設
	その他	バス事業者詰所等
インフラ施設	公園	街区公園・地区公園・総合公園
	道路	一級町道・二級町道・その他の町道
	橋りょう	町道の一部を構成する橋りょう
	下水道管渠等	下水道の管渠・マンホール等
	農業水利施設	農業用水路等

## 2. 基礎的条件

### (1) 財政状況

#### ① 歳入

令和2年度(2020年度)の歳入の総額は約126.2億円で、そのうち町が比較的自由的な裁量をもって使うことができる「一般財源(地方税・地方交付税・その他一般財源の合計)」は約73.9億円となっています。

一般財源が歳入全体に占める割合は比較的高く、国や県への依存度は高くないものの、その額は横ばいの傾向にあり、今後大幅に増加することは見込めない状況にあります。

そのため、今後の公共施設等の更新や整備に充てられる財源には限りがあることから、計画的な予算執行を検討する必要があります。

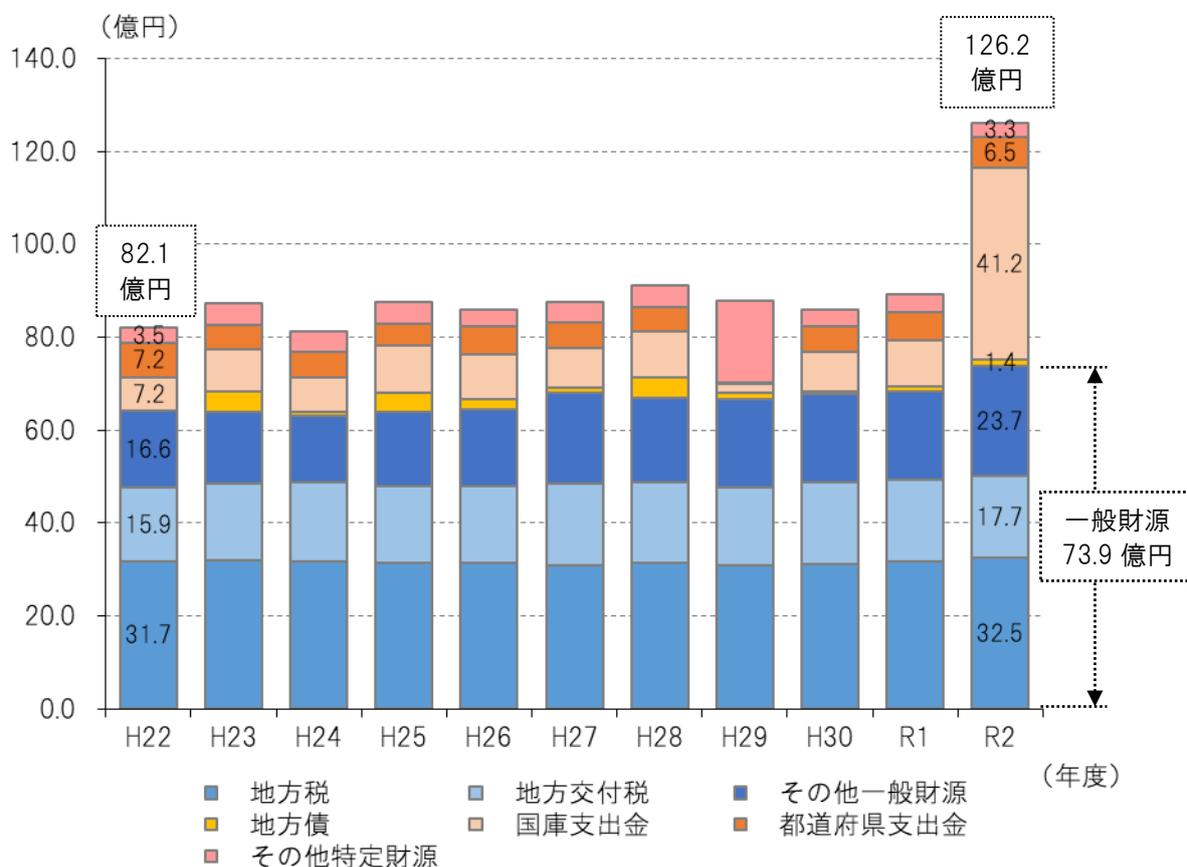


図 歳入の推移(普通会計決算)

※内訳数値を四捨五入しているため、積上げ値が合計値と一致しない場合がある。  
 ※令和2年度の国庫支出金の増加は、新型コロナウイルス感染症対策によるもの。

## ②歳出と投資的経費

令和2年度(2020年度)の歳出の総額は約118.9億円です。

義務的経費について人件費等はほぼ横ばいで推移しているものの、高齢化等に伴って、「扶助費(福祉関連の費用)」が11年間で約1.4倍になっており、今後も増加していくことが見込まれます。

「投資的経費」に含まれる公共施設等の整備や維持に関する支出も多額に及んでおり、今後の施設の老朽化等を考えた場合、さらなる負担の増大が危惧されます。

投資の対象施設は年度によって大きく異なっており、大規模な公共施設(いわゆる「ハコモノ施設」等)の建設年度に該当するか否かにより投資額に増減があるものと考えられます。道路及び橋りょうに関わる投資については、年度毎の差異は比較的少なく、定期的に投資が行われています。

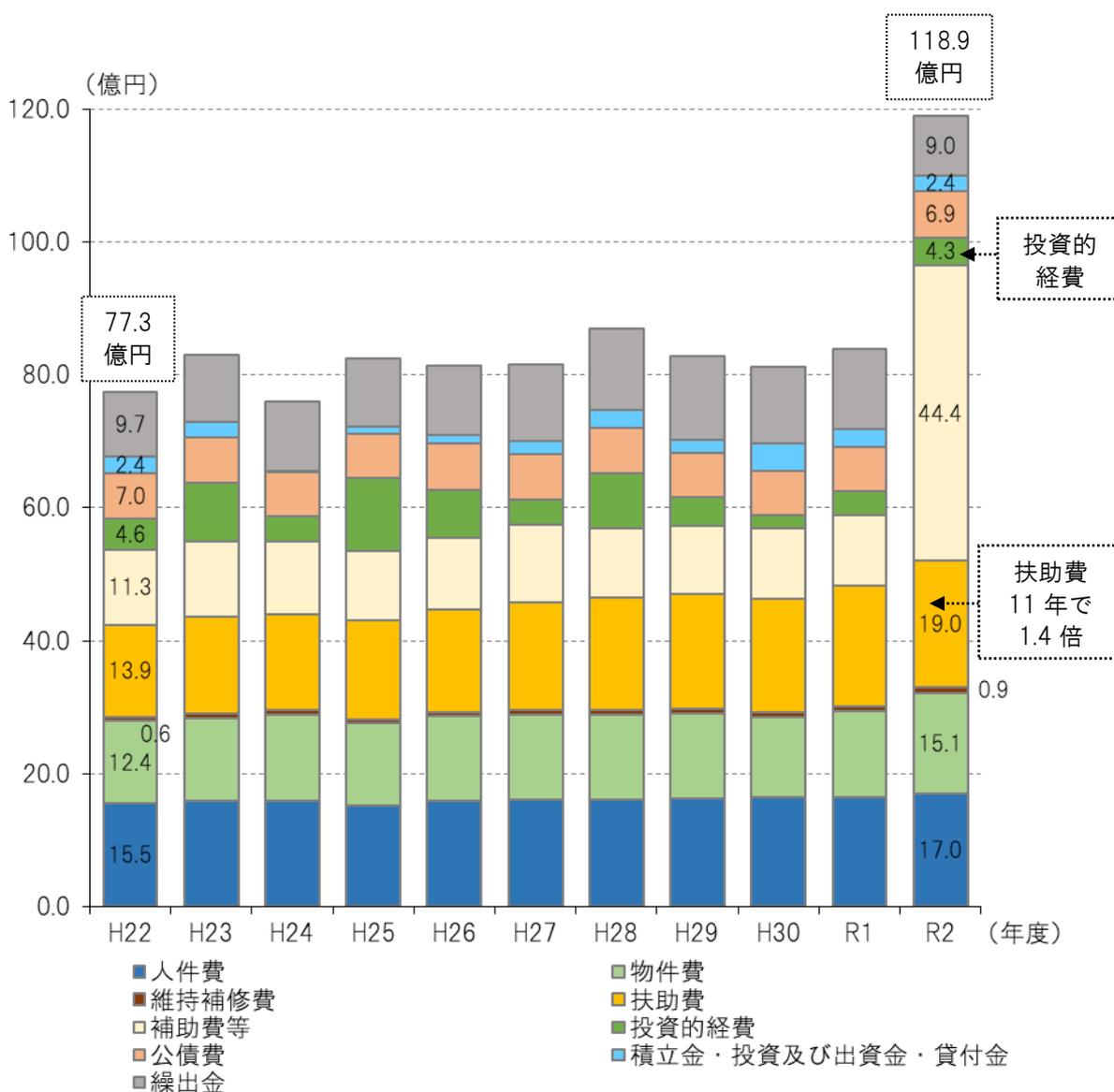


図 歳出の推移(普通会計決算)

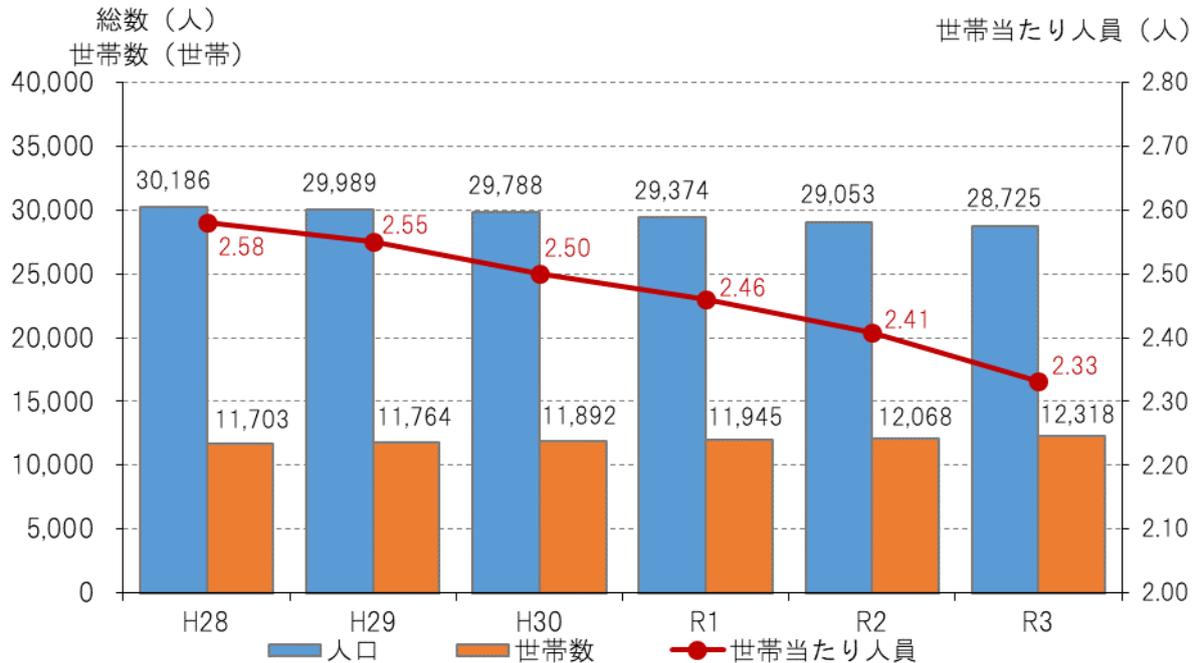
※内訳数値を四捨五入しているため、積上げ値が合計値と一致しない場合がある。

※令和2年度の補助金等の増加は、新型コロナウイルス感染症対策によるもの。

## (2) 人口推移と将来推計

### ①人口・世帯数の推移

本町の近年の人口・世帯数の推移をみると、人口は平成 28 年(2016 年)に比べ、4.8%ほど減っているのに対し、世帯数は 5.3%ほど増えています。世帯当たり人員は令和元年(2019 年)には 2.50 を下回り、令和 3 年(2021 年)は 2.33 と減少傾向となっています。

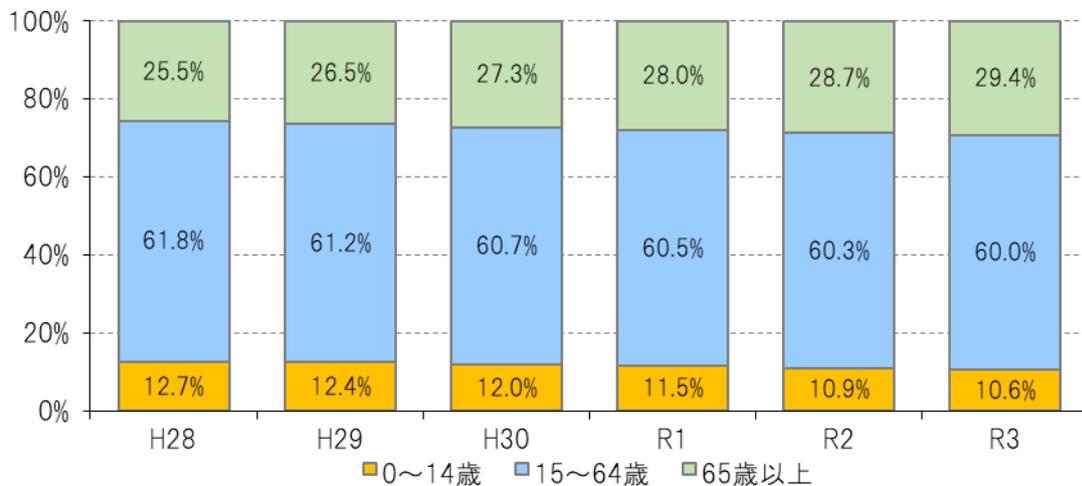


※出典：松伏町人口ビジョン。住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）より作成

図 人口・世帯数の推移

### ②年齢階層別人口の推移

本町の年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）の割合は減少しています。一方、老年人口（65 歳以上）の割合は、平成 28 年（2016 年）には 25.5%でしたが、令和 3 年(2021 年)には 29.4%となっており、高齢化が進んでいる状況となっています。



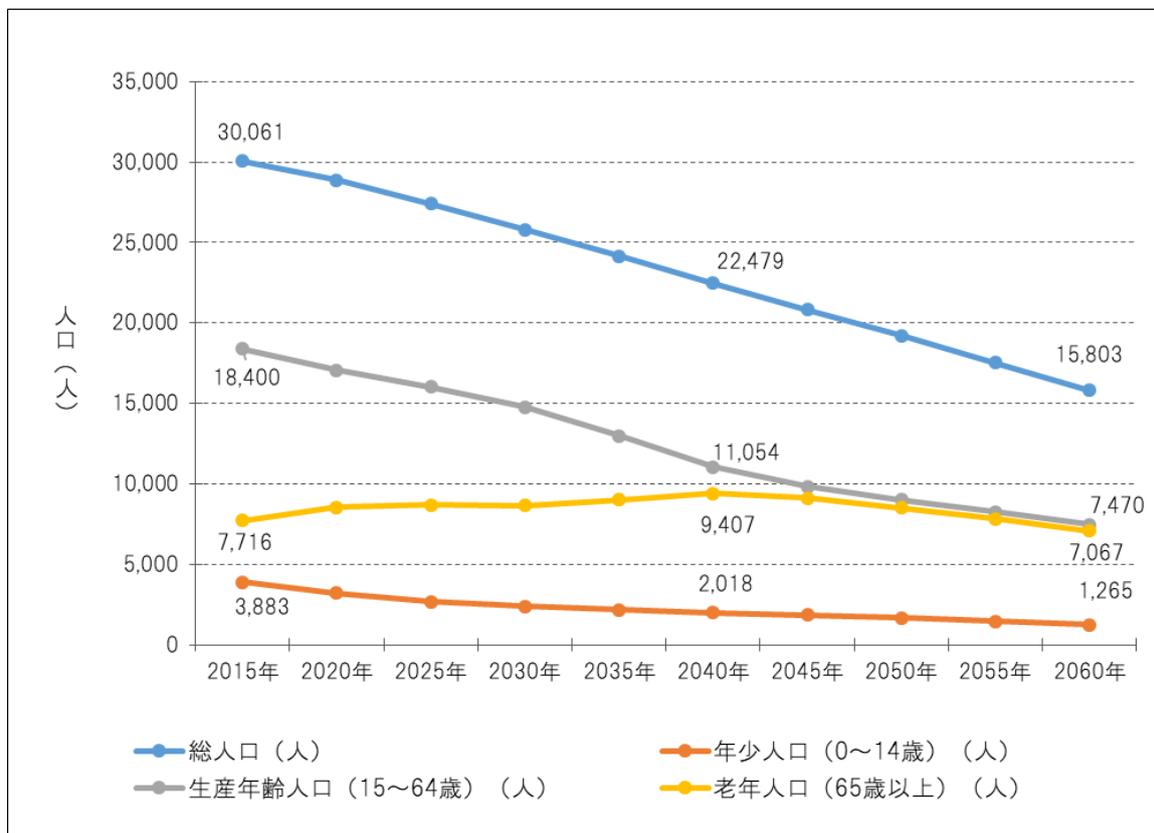
※出典：松伏町人口ビジョン。住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）より作成

図 年齢階層別人口の推移

### ③将来人口の見通し

本町の人口は、基準年である平成27年(2015年)に30,061人(平成27年国勢調査)であったのに対し、令和3年(2021年)4月1日現在では28,725人(住民基本台帳)となり、今後も人口減少が続くものと見込まれています。

今後、少子高齢化や生産年齢人口の減少などにより、町税の伸び悩みや義務的経費である扶助費の増加が見込まれますが、公共施設等の老朽化対策も進める必要があります。



※出典：松伏町人口ビジョン

図 総人口・年齢3区分別人口の推移

### 3. 公共施設等の概況と課題

#### (1) 公共建築物の概況

町が保有する公共建築物を一覧表に整理すると、以下のとおりです。

##### ①行政施設

番号	施設名	建築年度	敷地面積 総延床面積	階数	耐震補強	土地所有	建物所有
1	松伏町役場 (全9棟)	S53 (1978)	11,677.00 m <sup>2</sup> 5,421.47 m <sup>2</sup>	1F～3F	不要	所有	所有
2	松伏町防災倉庫 (上赤岩)	H9 (1997)	90.64 m <sup>2</sup> 14.00 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有
3	災害用備蓄倉庫 (松伏 896-2)	H9 (1997)	148.00 m <sup>2</sup> 9.00 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有
4	災害用備蓄倉庫 (松伏 2102-4)	H9 (1997)	231.00 m <sup>2</sup> 85.00 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有
5	災害用倉庫 (築比地:旧駐在)	S54 (1979)	582.49 m <sup>2</sup> 70.38 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有
6	災害用備蓄倉庫 (上赤岩:旧駐在)	S53 (1978)	450.02 m <sup>2</sup> 65.68 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有
7	災害用備蓄倉庫 (松伏小学校内)	H9 (1997)	9.00 m <sup>2</sup> 9.00 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有
8	災害用備蓄倉庫 (松伏第二小学校内)	H9 (1997)	9.00 m <sup>2</sup> 9.00 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有
9	災害用備蓄倉庫 (金杉小学校内)	H9 (1997)	9.00 m <sup>2</sup> 9.00 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有
10	災害用備蓄倉庫 (松伏中学校内)	H9 (1997)	9.93 m <sup>2</sup> 9.93 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有
11	災害用備蓄倉庫 (松伏第二中学校内)	H9 (1997)	10.00 m <sup>2</sup> 10.00 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有

※No. 3の災害用備蓄倉庫は、一時的に松伏記念公園内に移設している。

##### ②学校教育施設

番号	施設名	建築年度	敷地面積 総延床面積	階数	耐震補強	土地所有	建物所有
12	松伏小学校 (全13棟)	S47 (1972)	30,337.00 m <sup>2</sup> 8,969.68 m <sup>2</sup>	1F～3F	実施済	所有	所有
13	松伏第二小学校 (全9棟)	S54 (1979)	15,953.97 m <sup>2</sup> 6,492.06 m <sup>2</sup>	1F～3F	実施済	所有	所有
14	金杉小学校 (全12棟)	S49 (1974)	21,900.00 m <sup>2</sup> 4,871.54 m <sup>2</sup>	1F～3F	実施済	所有	所有
15	松伏中学校 (全14棟)	S52 (1977)	34,801.00 m <sup>2</sup> 7,420.33 m <sup>2</sup>	1F～4F	実施済	所有	所有
16	松伏第二中学校 (全8棟)	S60 (1985)	32,928.63 m <sup>2</sup> 6,775.20 m <sup>2</sup>	1F～4F	不要	所有	所有
17	学校給食センター 「ほほえみ」	H8 (1996)	3,451.00 m <sup>2</sup> 1,679.25 m <sup>2</sup>	2F	不要	一部 所有	所有
18	適応指導教室	H17 (2005)	194.45 m <sup>2</sup> 91.09 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有

### ③公園内施設

番号	施設名	建築年度	敷地面積 総延床面積	階数	耐震補強	土地所有	建物所有
19	松伏記念公園 (管理棟・トイレ)	H3 (1991)	57,390.98 m <sup>2</sup> 194.95 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有
20	松伏総合公園 (調整池ポンプ場・トイレ2棟)	H4 (1992)	81,992.86 m <sup>2</sup> 88.80 m <sup>2</sup>	3F・1F	不要	所有	所有
21	わかば公園 (トイレ)	S63 (1988)	3,500.00 m <sup>2</sup> 6.30 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有
22	田中第一公園 (トイレ)	S56 (1981)	2,281.81 m <sup>2</sup> 1.80 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有
23	田中第二公園 (トイレ)	H8 (1996)	3,085.96 m <sup>2</sup> 3.20 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有
24	田中第三公園 (トイレ)	S57 (1982)	2,370.13 m <sup>2</sup> 1.90 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有
25	田中第四公園 (トイレ)	S58 (1983)	2,818.40 m <sup>2</sup> 2.30 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有
26	田中第五公園 (トイレ)	S59 (1984)	2,885.72 m <sup>2</sup> 1.95 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有
27	かがり火公園 (トイレ)	H27 (2015)	2,272.47 m <sup>2</sup> 7.99 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有

### ④文化施設

番号	施設名	建築年度	敷地面積 総延床面積	階数	耐震補強	土地所有	建物所有
28	中央公民館	H元 (1989)	6,320.87 m <sup>2</sup> 4,005.05 m <sup>2</sup>	3F	不要	所有	所有
29	多世代交流学習館 「メロディー」	S53 (1978)	1,378.77 m <sup>2</sup> 524.04 m <sup>2</sup>	2F	不要	所有	所有
30	松伏会館	H元 (1989)	1,257.93 m <sup>2</sup> 205.69 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有
31	赤岩農村センター	S53 (1978)	789.00 m <sup>2</sup> 184.25 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有
32	農村トレーニングセンター	S55 (1980)	11,749.61 m <sup>2</sup> 264.04 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有
33	外前野記念会館 「ハーモニー」	H7 (1995)	1,167.23 m <sup>2</sup> 452.09 m <sup>2</sup>	2F	不要	所有	所有

### ⑤スポーツ・レクリエーション施設

番号	施設名	建築年度	敷地面積 総延床面積	階数	耐震補強	土地所有	建物所有
34	B & G海洋センター (全3棟)	H元 (1989)	10,008.80 m <sup>2</sup> 1,801.56 m <sup>2</sup>	1F～2F	不要	所有	所有
35	町営運動場 (トイレ)	H27 (2015)	25,585.30 m <sup>2</sup> 33.53 m <sup>2</sup>	1F	不要	占有	所有

## ⑥保健・福祉施設

番号	施設名	建築年度	敷地面積 総延床面積	階数	耐震補強	土地所有	建物所有
36	保健センター (全5棟)	S58 (1983)	2,643.00 m <sup>2</sup> 529.90 m <sup>2</sup>	1F	不要	借上	所有
37	北部サービスセンター (全3棟)	S57 (1982)	11,749.61 m <sup>2</sup> 731.88 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有
38	ふれあいセンター 「かがやき」	H11 (1999)	2,635.00 m <sup>2</sup> 768.20 m <sup>2</sup>	2F	不要	所有	所有
39	かるがもセンター	H7 (1995)	2,000.00 m <sup>2</sup> 288.46 m <sup>2</sup>	1F	不要	借上	所有

## ⑦子育て支援施設

番号	施設名	建築年度	敷地面積 総延床面積	階数	耐震補強	土地所有	建物所有
40	第一保育所	H5 (1993)	3,862.55 m <sup>2</sup> 829.57 m <sup>2</sup>	1F	不要	借上	所有
41	地域子育て支援センター	H5 (1993)	1025.68 m <sup>2</sup> 137.68 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有
42	児童館 「ちびっ子らんど」	H13 (2001)	3,846.81 m <sup>2</sup> 788.98 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有
43	いるかクラブ (松伏小学校内)	H10 (1998)	188.67 m <sup>2</sup> 188.67 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有
44	りす学童クラブ (松伏小学校内)	H20 (2008)	175.88 m <sup>2</sup> 175.88 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有
45	どんぐり学童クラブ (松伏第二小学校内)	H8 (1996)	163.96 m <sup>2</sup> 163.96 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有
46	なごみ学童クラブ (松伏第二小学校内)	H21 (2009)	165.62 m <sup>2</sup> 165.62 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有
47	杉の子学童クラブ (金杉小学校内)	H10 (1998)	118.14 m <sup>2</sup> 118.14 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有

## ⑧下水道施設(下水道管渠等を除く)

番号	施設名	建築年度	敷地面積 総延床面積	階数	耐震補強	土地所有	建物所有
48	松伏汚水中継ポンプ場	H4 (1992)	681.67 m <sup>2</sup> 448.06 m <sup>2</sup>	1F (B3F)	不要	所有	所有
49	内前野真空ステーション	H9 (1997)	171.47 m <sup>2</sup> 103.25 m <sup>2</sup>	1F (B1F)	実施済	所有	所有

## ⑨供給処理施設

番号	施設名	建築年度	敷地面積 総延床面積	階数	耐震補強	土地所有	建物所有
50	魚沼堤内地区農業集落排水処理施設関クリーンセンター	H15 (2003)	841.00 m <sup>2</sup> 67.10 m <sup>2</sup>	1F	実施済	所有	所有

## ⑩その他

番号	施設名	建築年度	敷地面積 総延床面積	階数	耐震補強	土地所有	建物所有
51	バス事業者詰所	H12 (2000)	9.00 m <sup>2</sup> 9.00 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有
52	九尺排水機場	H9 (1997)	2,587.00 m <sup>2</sup> 359.06 m <sup>2</sup>	2F	実施済	借上	所有
53	赤岩排水機場	H13 (2001)	2,262.00 m <sup>2</sup> 124.76 m <sup>2</sup>	1F	実施済	借上	所有
54	シルバー人材センター 研修所	H6 (1994)	775.23 m <sup>2</sup> 59.00 m <sup>2</sup>	1F	不要	所有	所有

※旧教職員住宅はその目的を終えており、売却や取り壊しを検討していることから本計画対象外とする。

合計で54の施設（県立等を除く）が立地しており、延床面積の割合では学校教育施設が6割を占めています。

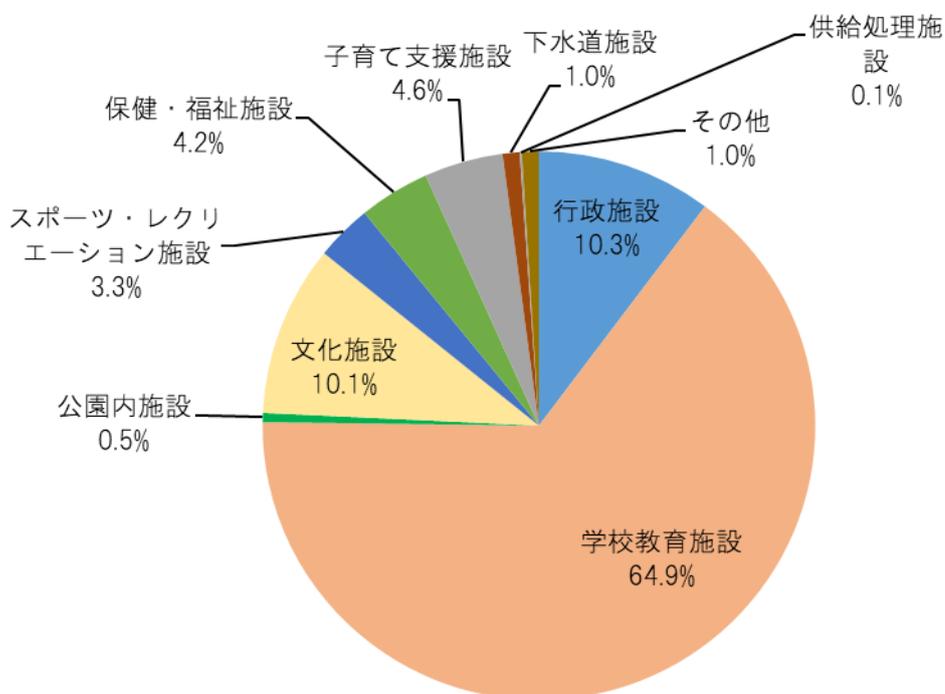


図 施設類型別の延床面積比率

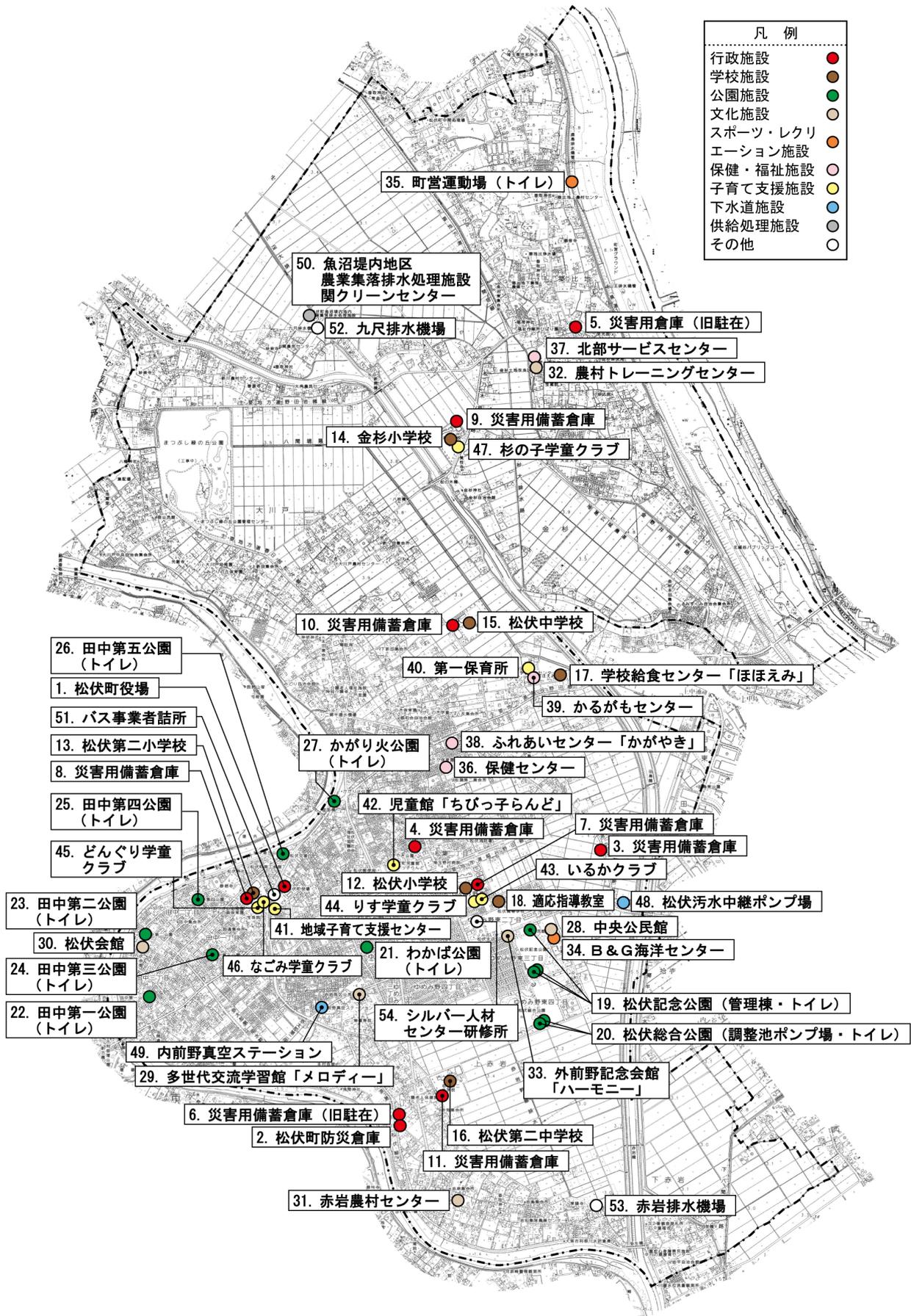


図 公共建築物の立地状況

## (2) インフラ施設の概況

各施設の令和2年度末の概況は次のとおりです。

### ①公園

本町が設置している都市公園の延面積は約1,723aです。

なお、街区公園が10箇所、都市緑地2箇所、地区公園及び総合公園は各1箇所、計14箇所となっています。

種別	名称	面積	開設年月日
街区公園	田中第一公園	23 a	昭和56年6月1日
	田中第二公園	31 a	平成8年11月1日
	田中第三公園	24 a	昭和57年3月31日
	田中第四公園	28 a	昭和58年3月31日
	田中第五公園	29 a	昭和59年3月31日
	わかば公園	35 a	昭和63年3月1日
	もみじ公園	25 a	平成3年7月1日
	くすのき公園	25 a	平成4年12月16日
	けやき公園	26 a	平成7年4月3日
	内前野公園	6 a	平成11年3月31日
都市緑地	田島東公園	54 a	平成8年11月1日
	かがり火公園	23 a	平成28年3月12日
地区公園	松伏記念公園	574 a	平成2年5月15日
総合公園	松伏総合公園	820 a	平成3年7月6日
合計		1,723 a	

※面積 1a = 100 m<sup>2</sup>



かがり火公園

## ②町道

本町が管理している町道の延長距離は約 260.0km、面積は約 1.13 km<sup>2</sup>です。

道路改良率（道路構造令に基づき改良された道路延長の全道路延長に対する比率）は約 26.3%です。

種別	延長距離	道路面積
1級町道	20,377m	196,355 m <sup>2</sup>
2級町道	23,979m	115,648 m <sup>2</sup>
その他の町道	215,557m	815,490 m <sup>2</sup>
合計	259,913m	1,127,493 m <sup>2</sup>



町道6号線

## ③橋りょう

本町が管理している橋りょうは 137 橋、延長距離は約 845m、総面積は約 5,880 m<sup>2</sup>で、種別の内訳は、下表のとおりです。

種別	延長距離	橋りょう数
RC造（鉄筋コンクリート造）	5m未満	107
	5m以上 10m未満	18
	10m以上 15m未満	1
	50m以上	1
PC造（プレキャスト鉄筋コンクリート造）	15m未満	6
	40m以上 50m未満	1
鋼造	40m以上 50m未満	1
	50m以上	2
合計	845m	137

#### ④下水道

本町が管理している公共下水道の延長は約 99km で、種別の内訳は、下表のとおりです。  
 なお、下水道普及率は約 69. 1%、接続率は 84. 3%となっています。  
 また、農業集落排水については約 1. 7 kmが整備されています。

種 別	公共下水道延長距離	農業集落排水延長距離
コンクリート管	31, 798m	-
陶管	-	-
塩ビ管	60, 867m	1, 722m
更生管	-	-
その他	6, 115m	-
合 計	98, 780m	1, 722m

#### ⑤農業水利施設

基幹水利施設（受益面積 100ha 以上の農業水利施設）の指定については、4 路線（機場 1 施設含む）です。

種 別	受益面積
1 清水用水路	104. 3ha
2 九尺排水機場 九尺排水路	329. 0ha
3 八間堀悪水路（下流）	141. 0ha
4 八間堀悪水路（上流）	248. 0ha
合 計	822. 3ha

さらに、受益面積 100ha 未満で指定する水路は 5 路線（機場 3 施設含む）です。

種 別	受益面積
1 寺前揚水機場 寺前用水路	72. 7ha
2 宿揚水機場 宿通用水路	40. 7ha
3 丸池用水路	86. 9ha
4 魚沼香取谷他用水路	8. 0ha
5 赤岩排水機場 赤岩幹線排水路	66. 6ha
合 計	274. 9ha

### (3) 公共施設等に関する課題

本町の公共施設等に関する課題は、次のとおり整理することができます。

#### ①人口構造の変化への対応

全国的に少子高齢化が進む中、本町でも同様の傾向がみられ、今後さらに進行していくことが見込まれます。

こうした人口構造の長期的な変化に対応しつつ、的確に公共施設等の維持管理や更新などを進めていく必要があります。

#### ②財政状況を踏まえた対応

歳入の伸び悩みと減少、高齢化等による歳出の拡大の両面から、本町の財政状況は厳しい状況にあります。そのため、公共施設等の維持補修や更新については、長期的な財政的見通しをもって管理していくことが重要です。

#### ③施設の老朽化と更新への対応

本町が所有又は借上している施設の一部はすでに老朽化が進行しており、今後、時間の経過とともに施設の老朽化がさらに進んでいくこととなります。

特にゆめみ野地区等において住宅分譲が行われ、本町の人口が大きく増加した時期等に建設された施設が、将来に一斉に更新時期を迎える可能性があります。

こうした現状と将来動向を踏まえて、施設の更新などに適切に対応していく必要があります。

#### ④安全性等の向上への対応

首都直下地震や東海地震をはじめ、大規模な地震の発生が危惧される中、施設の耐震性など、安全性を向上させることも重要な課題となっています。

本町の公共建築物は耐震化されていますが、江戸川や大落古利根川に挟まれた本町は、水害への備えもきわめて重要です。

多面的な視点から、施設の機能維持と向上に努めていくことが課題です。

#### ⑤効率的な利用推進への対応

公共施設のあり方は、その種別などによって単純に利用人数だけによって判断されるものではありませんが、利用人数が少ない施設などについては、施設ニーズの実態把握に努めるとともに、設備や運営方法のあり方、アクセス（施設まで至る道路やバス交通などの状況）の状況などについて、総合的な観点から検証する必要があります。

その検証結果に応じて、複合的な利用形態への転換や、状況によっては統廃合なども含めた対応の検討が必要となります。

## ⑥戦略的開発の推進にあたっての十分な留意

国では現在、広域的な幹線道路となる東埼玉道路の建設を進めていますが、本町では、その沿道における道の駅や新たな交通拠点の整備についての調査研究を行っています。

新たな公共施設等の建設を行うこととなる場合は、適切な配置や形態、維持管理のしやすさなどへの配慮を行うことが求められ、将来負担の過度な増加を招かないよう、そして、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう留意する必要があります。

## (4) 過去に行った公共施設等に関する取組の実績

平成 28 年（2016 年）3 月「松伏町公共施設等総合管理計画」策定の以後、長寿命化等に資する修繕・改善事業等の実績は以下のとおりです。

### ①行政施設

- ・松伏町役場（本庁舎）：平成 30 年度（2018 年度）に屋上防水改修工事を実施

### ②学校教育施設

- ・松伏第二中学校（校舎）：平成 28 年度（2016 年度）に大規模改修工事を実施
- ・学校給食センター「ほほえみ」：平成 28 年度（2016 年度）にボイラーを更新  
平成 29 年度（2017 年度）に照明器具交換を実施

### ③文化施設

- ・農村トレーニングセンター：平成 28 年度（2016 年度）に大規模改修工事を実施
- ・中央公民館：平成 29 年度（2017 年度）に研修棟空調設備の改修を実施
- ・多世代交流学習館「メロディー」：平成 29 年度（2017 年度）に大規模改修工事を実施

### ④スポーツ・レクリエーション施設

- ・B & G 海洋センター（体育館）：平成 28 年度（2016 年度）に設備の大規模改修工事を実施

### ⑤保健・福祉施設

- ・かるがもセンター：平成 28 年度（2016 年度）に空調設備を修繕
- ・ふれあいセンター「かがやき」：令和 3 年度（2021 年度）に空調設備を修繕

### ⑥子育て支援施設

- ・第一保育所：令和元年度（2019 年度）に空調設備を緊急修繕  
令和 2 年度（2020 年度）に屋上防水層を修繕
- ・児童館「ちびっ子らんど」：令和 2 年度（2020 年度）に空調設備を修繕

## (5) 施設保有量の推移

### ① 公共建築物

対象となる公共施設（建物）の保有数の推移は直近6年間の全体で46.88㎡増加しています。施設類型別では、公園内施設、スポーツ・レクリエーション施設、保健・福祉施設で増加しており、いずれも平成26年度末以降に新設された施設となっています。

表 公共建築物の施設保有量の推移

施設類型	延床面積（㎡）			増減施設
	平成26年度末	令和2年度末	増減	
行政施設	5,712.46	5,712.46	0.00	
学校教育施設	36,299.15	36,299.15	0.00	
公園内施設	287.60	295.59	+7.99	かがり火公園（トイレ）
文化施設	5,610.84	5,610.84	0.00	
スポ・レク施設	1,801.56	1,835.09	+33.53	町営運動場（トイレ）
保健・福祉施設	2,317.86	2,323.22	+5.36	保健センター（倉庫）
子育て支援施設	2,568.50	2,568.50	0.00	
下水道施設	551.31	551.31	0.00	
供給処理施設	67.10	67.10	0.00	
その他	551.82	551.82	0.00	
合計	55,768.20	55,815.08	+46.88	

### ② インフラ施設

対象となる公共施設（インフラ）の保有数の推移は、直近6年間で公園、橋りょう、下水道が増加しており、町道のうち、1級町道と2級町道以外のその他の町道が減少しています。

表 インフラ施設の施設保有量の推移

施設類型	延面積（a）、延長距離（m）、受益面積（ha）			増減施設
	平成26年度末	令和2年度末	増減	
公園	1,700 a	1,723 a	+23 a	かがり火公園
町道	263,558m	259,913m	-3,645m	その他の町道
橋りょう	833m	855m	+22m	
下水道	97,078m	98,780m	+1,702m	
農業水利	822.3ha	822.3ha	0ha	
（100ha未満）	274.9ha	274.9ha	0ha	

## (6) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価額（または再調達価額）に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して減価償却がどこまで進んでいるか把握することが可能です。

なお、有形固定資産減価償却率が 100%に近いほど償却が進んでおり、保有資産が法定耐用年数に近づいていることとなります。

ただし、有形固定資産減価償却率は、長寿命化の取組の成果を細かく反映することはできないため、比率が高いことが直ちに公共施設等の建替えの必要性や将来の追加的な財政負担の発生を示しているものではありません。

表 施設分類別の有形固定資産減価償却率の推移

施設類型	平成 28 年度		令和元年度		増減
	施設数	有形固定資産 減価償却率	施設数	有形固定資産 減価償却率	
行政施設	11 施設	74.1%	11 施設	78.9%	+4.8%
学校教育施設	7 施設	71.1%	7 施設	77.6%	+6.5%
公園内施設	9 施設	63.6%	9 施設	70.5%	+6.9%
文化施設	6 施設	54.4%	6 施設	56.7%	+2.3%
スポ・レク施設	2 施設	53.4%	2 施設	55.8%	+2.4%
保健・福祉施設	4 施設	71.7%	4 施設	78.8%	+7.0%
子育て支援施設	8 施設	53.3%	8 施設	62.2%	+9.0%
下水道施設	2 施設	-	2 施設	-	-
供給処理施設	1 施設	-	1 施設	-	-
その他	4 施設	44.9%	4 施設	53.0%	+8.1%
合計	54 施設	66.2%	54 施設	72.0%	+5.8%

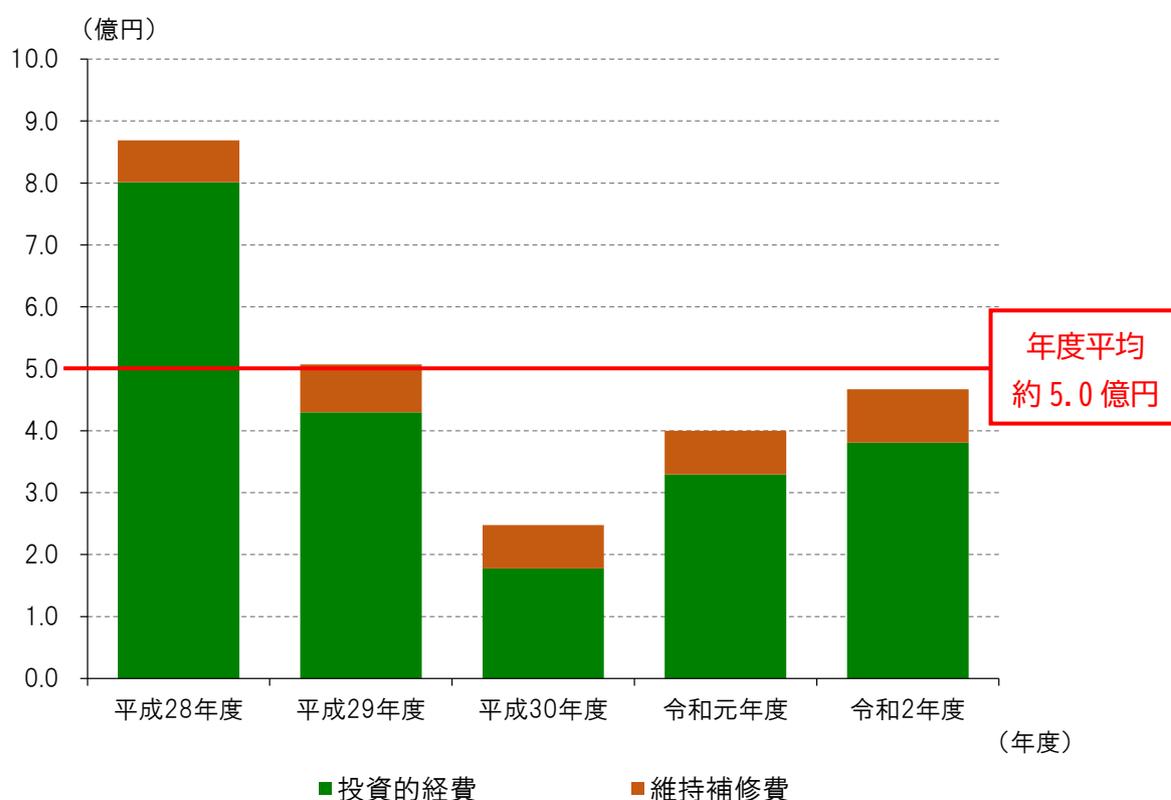
## 4. 公共施設等の更新費用の将来見通しと対応方針

### (1) 現在要している維持管理経費

現在要している公共施設等に関する維持管理経費については、直近5年間の実績による経費の見込み額として、平成28年度（2016年度）から令和2年度（2021年度）までの性質別歳出（5頁参照）のうち、「維持補修費」と「投資的経費」の平均値を基に算出します。

なお、「投資的経費」から「公共施設、道路及び橋りょうに係る用地取得費」については除外して算出すると、直近5年間の実績による経費見込み額は約5.0億円/年度となります。

また、2031年度までの今後10年間の維持管理経費の見込みは約49.8億円、2051年度までの今後30年間の維持管理経費の見込みは約149.4億円となります。



※上記の投資的経費から「公共施設、道路及び橋りょうに係る用地取得費」は除外している。

図 現在要している維持管理経費

## (2) 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込みとしては、公共建築物は、建設後 60 年、道路は 15 年、橋りょうは 60 年、下水道は 50 年で更新する場合の更新費用をシミュレーションした結果、目標年度の 2055 年度までに約 14.0 億円/年が必要となることがわかりました。

このうち、2031 年度までの今後 10 年間の費用の見込みは約 151.6 億円となり、2051 年度までの今後 30 年間の費用の見込みは約 443.2 億円となります。

### 【試算された諸数値】

- 目標年度 2055 年度までの 34 年間の年度平均更新費用の概算額：約 14.0 億円
- 目標年度 2055 年度までの 34 年間の更新費用総額：約 474.9 億円

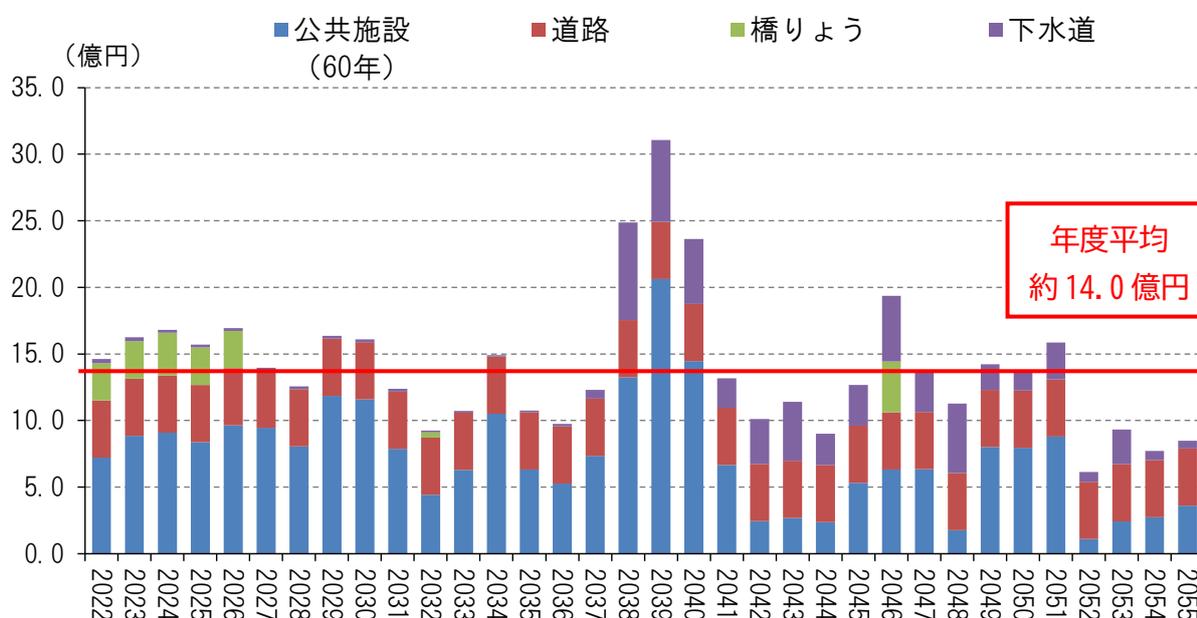


図 公共施設等の更新費用のシミュレーション例

## (3) 長寿命化対策を反映した場合の見込み

公共建築物については、令和 3 年（2021 年）3 月に策定した「松伏町公共施設等個別施設計画」によると、施設の構造別に 80 年または 50 年で更新する長寿命化対策等を実施した場合の費用の見込みは、約 1.2 億円/年となります。

インフラ施設については、令和 2 年度（2020 年度）までに策定した各種個別施設計画及び長寿命化計画によると、長寿命化対策等を反映した場合の費用の見込みは、公園については、約 0.16 億円/年、道路については約 0.21 億円/年、橋りょうについては約 0.14 億円、下水道については、約 0.4 億円/年となり、インフラ施設合計で約 0.91 億円/年となります。

なお、これらの個別施設計画によると 2031 年度までの今後 10 年間の費用の見込みは約 27.1 億円、2051 年度までの今後 30 年間の費用の見込みは約 69.9 億円となります。

#### (4) 長寿命化対策の効果額

前項「(2) 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み」と「(3) 長寿命化対策を反映した場合の見込み」を比較し、その差額を長寿命化対策の効果額として算出すると2031年度までの今後10年間で約124.5億円となります。

また、2051年度までの今後30年間の長寿命化対策の効果額の見込みは約373.3億円となります。

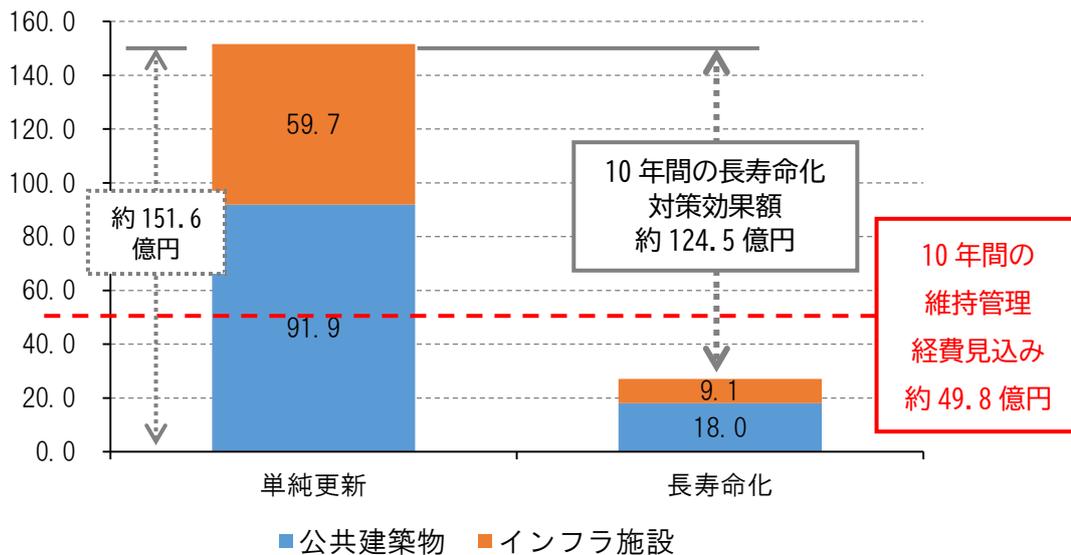


図 今後10年間の長寿命化対策の効果額の見込み

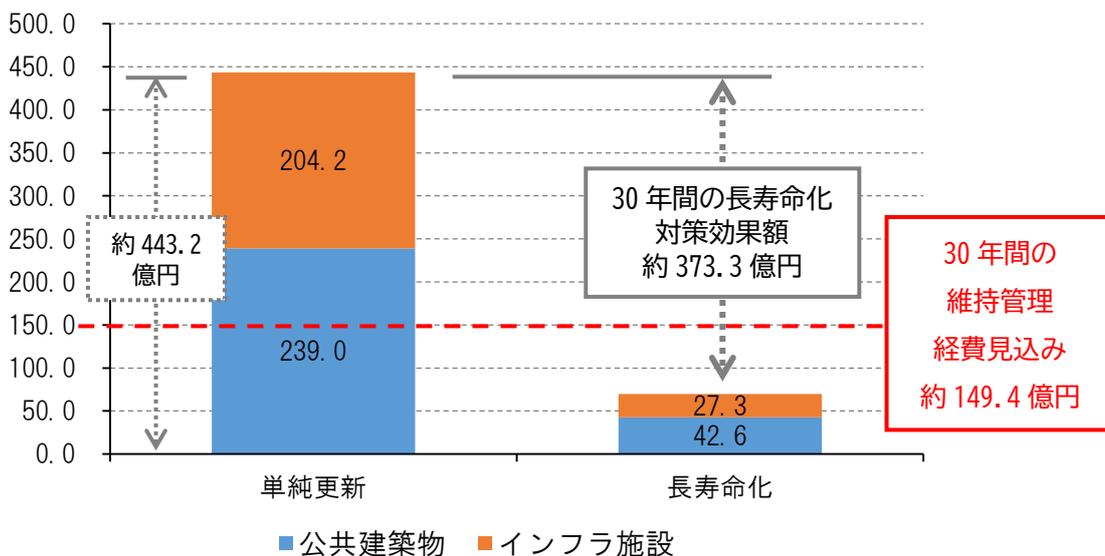


図 今後30年間の長寿命化対策の効果額の見込み

## 5. 公共施設等の管理に関する基本方針

### (1) 基本的考え方

#### ① 既存ストックの活用

既存ストック（既に整備されている施設）を最大限活用することを原則として、戦略的に新市街地区域の整備などを推進していきます。

#### ② 長寿命化の推進と費用対効果等を踏まえた対応の検討

各種の施設について、個別施設計画に位置づけた「長寿命化のための標準的な改修サイクル」を参考に、計画的に長寿命化を図ります。

そのうえで、施設の老朽化の程度や利用状況、維持管理費用の状況などを総合的に踏まえて、一部の施設については、統廃合や減築、借地解消なども含めて、そのあり方を検討し、適切に対応していきます。

#### ③ サービス水準の維持

公共施設の統廃合などにより、町民サービスの水準が大幅に低下してしまうことがないように、類似施設や民間施設に関する情報提供、諸活動の支援など、ソフト施策を中心とした措置を検討します。

#### ④ 財源確保のための並行的取組み

公共施設に限らない行財政改革を継続するとともに、企業誘致や新市街地整備構想をはじめとする町の活性化のための事業の戦略的な展開により、将来の税収増を図ります。

これにより、町の財源確保を図るとともに、必要性の高い施設の存続や充実のための資金の確保につなげることを目指します。

#### ⑤ 都市整備にあたっての将来負担軽減の工夫

都市整備の推進にあたっては、新たに整備する公共施設やインフラの維持管理費用が、将来に過度な負担とならないように計画的に整備していきます。

## (2) 公共施設等の管理に係る方針

### ①点検・診断の方針

公共施設は不特定多数の利用があるとともに、有事の際の避難施設であり、学校教育施設や福祉施設など、町民の生活を支える施設として、十分な安全性・機能性を有することが求められているものであり、施設の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐとともに、常時健全な状態を維持できるよう、定期的に点検を行い、適切な維持管理に努めます。

#### ア) 日常的な点検・診断

現在も、施設の安全性の点検や診断など施設管理者による日常的な点検を実施し、点検結果を基に、必要に応じて専門業者等による詳細診断などを実施し、適切な管理に努めます。

#### イ) 施設における定期点検の義務

施設の建物、設備については、建物の劣化・損傷の状況や防火上必要な構造物が撤去されていないかなど安全性や適法性を確保するため、また、非常警報・屋内消火栓等の消防設備の動作状況など、様々な事項について関係法令等により定期点検等の実施が義務となっています。

施設管理者は、法令に基づく定期点検等を実施し、また、自ら定期的に見回るなど適切な維持管理に努めています。今後もこれまで実施してきた施設・設備の継続的な点検を実施してきます。

#### ウ) 専門職員による定期点検の実施

今後もこれまでに実施してきた資格を有する職員による建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項の規定による施設の建物、設備の定期点検を実施していきます。

### ②維持管理・更新の方針

#### ア) 維持管理

対処療法的な修繕から、標準的な修繕周期を踏まえた適切な時期に予防保全としての修繕を行い、効率的な維持管理を実現するため、経常的な修繕と計画修繕を実施します。

なお、経常的な修繕として、水漏れ、外壁のひび割れ等、不特定の時期に発生する不具合に対し、その都度実施します。また、計画修繕として、外壁塗装の塗り替え、屋根防水工事の実施等を周期的に実施します。

#### イ) 更新

公共施設等の更新については、大きな財政負担を要するため、町民をはじめとした利用者の的確なニーズや維持管理の方策等を十分に考慮し、施設の修繕や改修、新設などにあたっては、長寿命化の観点を重視した計画や設計を検討していきます。

また、役割を終えたと考えられる施設については除却し、跡地の有効利用を図り、施設によっては用途の転換の可能性も検討していきます。

### ③安全確保の方針

公共建築物は耐震基準を満たしているため、今後もその機能の維持のための点検等を継続していきます。

道路や下水道といったインフラ施設については、施設の新設や付け替え等の際に、耐震性や耐久性の向上を図ります。

また、点検・診断等で危険性が認められた施設については、使用制限等を行い、緊急修繕・更新等や解体撤去など適切な措置を速やかに実施していきます。

### ④耐震化の方針

本町では公共施設の耐震化を計画的に実施してきました。昭和 56 年の新耐震基準施行以前に建設した公共建築物については、耐震診断や耐震改修の実施により、概ね耐震化が図られています。なお、一部の小規模施設（木造の物置等）については、未対応となっておりますが、施設の利用状況等や耐用年数を踏まえ、適切な時期に更新を行っていきます。

### ⑤長寿命化の方針

厳しい財政状況の下、従来の建替えを中心とした老朽化対策では対応が困難であり、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減、予算の平準化を実現するため、各種個別施設計画に基づく「長寿命化」への転換を図ります。

可能な限り公共施設を長期的に活用するため、老朽化による大規模な不具合が生じた後に修繕等を行う「事後保全」だけではなく、損傷が軽微な段階からの予防的な修繕等で、機能や性能の保持・回復を図る「予防保全」に努めます。

### ⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設の長寿命化や更新等に当たっては、多様な人々が安全で快適に利用することができるよう、施設や設備のユニバーサルデザイン化に努めます。

なお、公共施設の利用者の構成（高齢者、障がい者、子どもなど）やニーズ、施設の設置目的等を踏まえ、必要に応じてバリアフリートイレの設置などの部分的な改修も計画的に取り組んでいきます。

### ⑦統合・廃止の方針

公共施設の統廃合については、施設の維持管理費用など財政的な視点からの検討だけでなく、対象となる公共施設の利用実態や設置目的、地域における必要性や施設価値の向上などについても総合的に検討していくこととします。

なお、統廃合の検討にあたっては、町民と様々な情報を共有しつつ、各施設の集約・複合・統合・廃止など多様な手法により、町民ニーズを踏まえながら、町民サービス水準の適正確保に努めます。

## ⑧費用負担の方針

現在、利用料金などを徴収している施設について、その料金の適正水準について継続的に検討し、必要に応じて改定を行います。

新市街地域の整備にあたって新施設などの建設を計画する場合には、国や県からの交付金や補助金などの活用を検討します。

公共下水道については、受益者負担の観点から、適切な使用料金水準を維持し、必要に応じて改定を検討します。

## ⑨民間活力の活用方針

本町では、一部の施設で指定管理制度（民間事業者への委託による管理）を導入していますが、今後も、公共サービス水準の維持・向上を担保しつつ、制度の適切な運用に努めます。

新市街地域の整備構想をはじめ、町を活性化させるための新施設（公益的施設）の整備構想が具体化した際には、建設や運営にあたって、民間事業者のもつ力を最大限活用していきます。

## (3) 公共建築物の管理等の考え方

### ①行政施設

町役場の庁舎のうち、本庁舎については、個別施設計画において「長寿命化の対応が必要な施設」として位置づけられていることから、外壁改修の実施、各種設備の更新や内装等のリフォーム、外構部分の改修などの大規模改修の実施に向けた検討を行います。

なお、当面は現庁舎の利用を継続しますが、町民の利便性や行政事務の効率性、財政状況などを総合的に踏まえて、将来的には建て替えによる新庁舎の建設の妥当性・可能性について検討を行います。

その他、防災倉庫や災害用備蓄倉庫については、個別施設計画に基づき計画修繕の実施など適切な維持管理を行っていくこととします。

### ②学校教育施設

町立の小学校3校（松伏小学校・松伏第二小学校・金杉小学校）及び中学校2校（松伏中学校・松伏第二中学校）について、適切な維持管理を継続します。

なお、松伏小学校（校舎）、松伏中学校（校舎・技術棟）及び松伏第二中学校（屋内運動場）については、個別施設計画において「長寿命化の対応が必要な施設」として位置づけられていることから、外構を含めた大規模改修の実施により長寿命化を図ります。

上記以外の小中学校については、個別施設計画における長寿命化のための標準的な改修サイクルに基づき適切な維持管理を行っていくこととします。

さらに今後も、児童数や生徒数の推移に留意しつつ、適切な施設水準を確保するとともに、地域コミュニティ施設としての複合利用も検討・推進していきます。

その他、学校給食センター「ほほえみ」、適応指導教室といった施設があり、このうち、学校給食センター「ほほえみ」については、個別施設計画において「長寿命化の対応が

必要な施設」として位置づけられていることから、外構を含めた計画改修の実施により長寿命化を図ります。

### ③公園内施設

トイレが設置されている公園が9箇所あり、松伏記念公園には管理棟、松伏総合公園には調整池ポンプ場（風車）が設置されています。

なお、公園の遊具等の施設については「松伏町公園施設長寿命化計画」において、長寿命化を図っていくこととなっていることから、これらの計画と整合を図り、計画修繕の実施など適切な維持管理を行っていくこととします。

また、町民参加のまちづくりの観点から、地域住民の協力を得た維持管理について検討を行います。

### ④文化施設

文化施設として、中央公民館、多世代交流学習館「メロディー」、松伏会館、赤岩農村センター、農村トレーニングセンター、外前野記念会館「ハーモニー」がありますが、不特定多数の人たちが利用する施設として、適切な維持管理を継続します。

このうち、中央公民館については、個別施設計画において「長寿命化の対応が必要な施設」として位置づけられていることから、空調設備の更新及び内装等のリニューアル工事の実施により長寿命化を図ります。

また、中央公民館以外の施設については、個別施設計画における長寿命化のための標準的な改修サイクルに基づき適切な維持管理を行っていくこととします。

さらに、地域住民等のニーズを踏まえて、バリアフリー化などの整備水準の向上を図ります。

長期的な人口動向や利用動向などによっては、施設の形態転換などの可能性についても検討していきます。

### ⑤スポーツ・レクリエーション施設

スポーツ・レクリエーション施設としてB&G海洋センターが整備されていますが、個別施設計画における長寿命化のための標準的な改修サイクルに基づき適切な維持管理を行っていくこととします。

### ⑥保健・福祉施設

保健・福祉施設として、保健センターをはじめ、北部サービスセンター、ふれあいセンター「かがやき」、かるがもセンターがあります。

このうち、保健センターについては、個別施設計画において「優先的に長寿命化を図る施設」として位置づけられていることから、大規模改修等の実施に向けた調査・検討を行い、大規模改修等の実施を目指します。

また、北部サービスセンターとふれあいセンター「かがやき」、かるがもセンターについては、個別施設計画における長寿命化のための標準的な改修サイクルに基づき適切な維持管理を行っていくこととします。

## ⑦子育て支援施設

子育て支援に関連する施設として、第一保育所、地域子育て支援センター、児童館「ちびっ子らんど」、5箇所の学童クラブがあります。

このうち、第一保育所とかかるがもセンター、児童館「ちびっ子らんど」については、個別施設計画における長寿命化のための標準的な改修サイクルに基づき適切な維持管理を行っていくこととします。

また、地域子育て支援センター及び各学童クラブについても、計画修繕の実施など適切な維持管理を行っていくこととします。

## ⑧下水道施設

下水道関連施設（建築物）として、松伏汚水中継ポンプ場と内前野真空ステーションがありますが、いずれも耐震化は対応済みのため、松伏町公共下水ストックマネジメント計画に基づき、適切な維持管理を継続します。

## ⑨供給処理施設

供給処理施設（建築物）として、魚沼堤内地区農業集落排水処理施設関クリーンセンターがあります。

管理を民間事業者に委託していますが、適切に維持管理し、長寿命化を図っていきます。

## ⑩その他

その他の公共建築物として、バス事業者詰所、排水機場（九尺・赤岩）、シルバー人材センター研修所があります。

これらの施設は、個別施設計画の中で設定した耐用年数まで、計画修繕の実施など適切な維持管理を行っていくこととします。なお、旧教職員住宅については、その目的を終えていることから、売却や取り壊しを引き続き検討していきます。

## (4) インフラ施設の管理等の考え方

### ①公園

延面積の合計で約 1,723 a（街区公園：10 箇所、都市緑地：2 箇所、地区公園：1 箇所、総合公園：1 箇所）の公園があります。

公園の園路や修景施設、休養施設や遊戯施設等については、「松伏町公園施設長寿命化計画」に基づいて、点検調査結果を踏まえた更新、維持管理を実施していきます。

## ②道路

町道として、延長距離の合計で約 260km（1 級：約 20km、2 級：約 24km、その他：約 216km）の道路があります。

舗装については、個別施設計画（舗装編）に基づき、適切な維持管理を実施していきます。

また、ガードレール、歩道上の施設などについては、定期的な点検の結果に基づき、適切な措置を実施していきます。

## ③橋りょう

橋りょうとして、137 橋あります。

「松伏町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、日常点検や定期点検により、橋りょうの状況の把握に努め、計画的に修繕及び更新等を進めることにより、安全性や信頼性の確保を図ります。

## ④下水道管渠等

延長距離約 99km の下水道網を整備しており、下水道普及率は、令和 2 年度末時点で約 69.1%となっています。

既存の管渠や関連施設（マンホール等）については、松伏町公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、緊急度の条件を踏まえた改築を行うなど、適切な維持管理を継続します。また、施設の新規整備にあたっては長寿命化への配慮などを行います。

## ⑤農業水利施設

基幹水利施設の指定については 4 路線（機場 1 施設含む）、さらに、受益面積 100ha 未満で指定する水路は 5 路線（機場 3 施設含む）です。

一部施設については、管理を土地改良区に委託していますが、農業水利施設個別施設計画に基づき適切な維持管理を継続します。



松伏町役場庁舎

## 6. 管理体制とフォローアップ

### (1) 管理等の体制

#### ① 庁内でのマネジメント体制

公共施設等の維持管理や整備の所管が、庁内の各部局に分かれているため、相互の連携の強化を図ります。

公共施設等に関する横断的な情報共有を推進しつつ、「松伏町地方創生等庁内推進本部会議」により公共施設等の総合的なマネジメントを行っていきます。

#### ② 関連データの活用とさらなる展開

本計画の策定にあたって作成した所管課別の各種データと更新費用の概算結果を含め、各種の関連データを、今後の公共施設等のマネジメントにあたって活用していきます。

なお、平成 28 年度に整備した固定資産台帳を活用し、インフラ施設も対象に、保有する資産量や減価償却費等を把握し、適切な保有量の検討や施設の統廃合・再編など幅広い視点からコスト削減を検討していきます。

### (2) フォローアップの実施方針

本計画に基づいた公共施設等の管理の進捗状況については、計画の進行管理の基本となる P D C A サイクルにより、本計画に示した公共施設等の管理に関する施策や事業の継続・強化・方向転換などを全庁的な公共施設マネジメント組織である「松伏町地方創生等庁内推進本部会議」にて評価・検証していきます。

**松伏町公共施設等総合管理計画**

**平成 28 年3月発行**

**(令和元年 12 月改訂)**

**(令和4年3月改訂)**

**松伏町企画財政課 総合政策担当**

**埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏 2424 番地**

**TEL:048-991-1818(直通)**

